

## 産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 福島県郡山市安積町長久保一丁目22番地の15

氏名 有限会社郡山産業廃棄物処理業  
代表取締役 丹伊田 順

コピー不可

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

郡山市長 品川 万里



許可の年月日 令和2年 4月 1日

許可の有効年月日 令和7年 3月31日

## 1. 事業の範囲

(1) 事業の区分  
収集運搬(積替え・保管行為を含む。)

(2) 産業廃棄物の種類

ア 積替え保管行為を含むもの

①燃え殻 ②汚泥 ③廃プラスチック類

(これらのうち、水銀含有ばいじん等を含み、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上3種類

イ 積替え保管行為を含まないもの

①燃え殻 ②廃油 ③廃酸 ④廃アルカリ ⑤廃プラスチック類 ⑥紙くず  
⑦木くず ⑧繊維くず ⑨動植物性残さ ⑩ゴムくず ⑪金属くず ⑫ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず ⑬鉱さい ⑭がれき類 ⑮動物のふん尿 ⑯ばいじん

(これらのうち、水銀使用製品産業廃棄物、石綿含有産業廃棄物を含み、水銀含有ばいじん等、自動車等破砕物及び特別管理産業廃棄物であるものを除く。)

以上16種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとに積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) 積替え又は保管施設の所在地

福島県郡山市安積町長久保一丁目22番地の24

(2) 積替え又は保管施設の概要

産業廃棄物の種類	燃え殻	汚泥	廃プラスチック類 (石綿含有産業廃棄物を除く。)
保管面積 (m <sup>2</sup> )	11.02	15.0	11.02
保管上限 (m <sup>3</sup> )	22.04	45.0	22.04
高さ (m)	2.0	3.0	2.0

## 3. 許可の条件

収集運搬に伴う積替え又は保管行為は、2に掲げる施設で行うものに限る。

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成元年12月4日
更新許可年月日	平成6年12月4日
変更許可年月日	平成6年12月19日
更新許可年月日	平成11年12月4日
変更許可年月日	平成12年12月28日 (繊維くず、ゴムくず、鉋さい、動物のふん尿、動物の死体及びばいじんの追加)
更新許可年月日	平成16年12月4日
変更届出年月日	平成20年5月23日 (代表者の変更)
更新許可年月日	平成22年1月7日
変更届出年月日	平成26年10月3日 (動物の死体の廃止)
変更届出年月日	平成26年12月17日 (積替え保管面積及び保管上限の変更)
更新許可年月日	平成26年12月26日
変更届出年月日	平成29年1月21日 (水銀含有ばいじん等、水銀使用製品産業廃棄物の追加)
更新許可年月日	令和2年4月1日 (災害特措法の特例措置により許可の有効年月日の変更)

5. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

以下余白

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。